



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号外
第29号

目次

条 例

○栃木県県税条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第40号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 不動産取得税関係

住宅又は土地を取得した場合の税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和6（2024）年3月31日まで延長することとしました。（附則第25条関係）

2 自動車税関係

(1) 自家用の乗用車を取得した場合の自動車税の環境性能割の税率について、燃費基準値達成度等に応じ、2%を1%と、3%を2%とする特例措置の適用期限を令和3（2021）年12月31日まで延長することとしました。（附則第27条の2関係）

(2) 令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度に初回新規登録された自動車について、当該登録の翌年度に次の自動車税の種別割の特例措置を講ずることとしました。

ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成30（2018）年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い営業用の乗用車で令和12（2030）年度燃費基準値に100分の90を乗じて得た数値及び令和2（2020）年度燃費基準値を満たすもの等について、税率をおおむね100分の75軽減すること。

イ 平成30（2018）年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い営業用の乗用車で令和12（2030）年度燃費基準値に100分の70を乗じて得た数値及び令和2（2020）年度燃費基準値を満たすもの等について、税率をおおむね100分の50軽減すること。

(3) 令和3（2021）年度又は令和4（2022）年度において初回新規登録からディーゼル車にあっては11年、ガソリン車等にあっては13年を経過した自動車について、その翌年度から自動車税の種別割の税率をおおむね100分の15重課することとしました。（以上附則第28条関係）

3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、令和3（2021）年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(環境性能割の税率)

第二百五条の三 法第五十七條第一項各号(環境性能割の税率)に掲げる自動車(法第四十九條第一項(同條第二項又は第三項(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

2・3 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第二十五条 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第七十七條の規定にかかわらず、百分の三とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十七條の二 略

2 自家用の乗用車に対する第二百五條の三第二項及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、同條第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同條第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八條 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法第四十九條第一項第二号(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税))に規定する天然ガス自動車をいう。次條第二項において同じ。)、メタノール自動車(法附則第十二條の三第二項(自動車税の種別割の税率の特例)に規定するメタノール自動車をいう。次條第二項において同じ。)、混合メタノール自動車(法附則第十二條の三第一項に規定する混合メタノール自動車をいう。次條第二項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第四十九條第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次條第二項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次條第一項第一号において同じ。)、第六條第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、同項第五号イに規定するキャンピング車(第四項及び次條第一項第二号において「キャンピング車」という。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第六條

(環境性能割の税率)

第二百五条の三 法第五十七條第一項各号(環境性能割の税率)に掲げる自動車(法第四十九條第一項(同條第二項(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

2・3 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第二十五条 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第七十七條の規定にかかわらず、百分の三とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十七條の二 略

2 自家用の乗用車に対する第二百五條の三第二項及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同條第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同條第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八條 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法第四十九條第一項第二号(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税))に規定する天然ガス自動車をいう。次條第二項において同じ。)、メタノール自動車(法附則第十二條の三第一項(自動車税の種別割の税率の特例)に規定するメタノール自動車をいう。次條第二項において同じ。)、混合メタノール自動車(法附則第十二條の三第一項に規定する混合メタノール自動車をいう。次條第二項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第四十九條第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次條第二項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次項)及び次條第一項第一号において同じ。)、第六條第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、同項第五号イに規定するキャンピング車(次項)及び次條第一項第二号において「キャンピング車」という。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第六條

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車又は同項第五号に規定する石油ガス自動車で平成二十二年三月三十一日までに最初の第百三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

一 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

2 法附則第十二条の三第二項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、

略

、当該自動車¹が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第十二条の三第三項各号に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けものを除く。）に対する第百六条の規定の適用については

略

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車又は同項第五号に規定する石油ガス自動車¹で平成二十年三月三十一日までに最初の第百三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

一 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車²で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

2 法附則第十二条の三第二項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第百九条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車¹が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第十二条の三第三項各号に掲げる自動車

に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第百九条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等に

、当該自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第十二条の三第二項第一号から第三号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）に対する第百六条第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 法附則第十二条の三第五項各号に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

6 法附則第十二条の三第六項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百六条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

あつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第十二条の三第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等

に対する第百六条第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第百五条の三第一項及び附則第二十七条の二第二項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第二十八条の規定は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

4 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)が成立しないとき、その他同法第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(税務課)